

社会保険ひろしま

第933号

- 【ご案内】 令和8年度社会保険制度説明会の開催
- 【ご案内】 賞与支払届または賞与不支給報告書を忘れずにご提出ください
- 【ご案内】 労働契約内容による年間収入での被扶養者の認定の取扱いについて
- 【ご案内】 賞与支払届の手続きは、「電子申請」をご利用ください！
- 健康保険料率の引下げにつながるインセンティブ制度
- 電子申請の利用が始まっています！
- そのケガの治療、本当に健康保険が使えますか？



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和8年3月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		62,417	61,474
船舶所有者数		246	320
被保険者数	男性	506,116人	379,586人
	女性	355,806人	274,325人
	船員	3,071人	3,355人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 令和8年度社会保険制度説明会の開催

令和8年5月から7月の間に「社会保険制度説明会」を開催します。本説明会では事業主および社会保険事務担当者の皆さまに向けた、さまざまなプログラムを用意していますのでぜひご参加ください。

開催場所、日程は以下の二次元コードからご確認ください。

【社会保険制度説明会の説明プログラムの一例】

算定基礎届の作成方法

算定基礎届の作成方法について大事なポイントをまとめて説明します。

不備や誤りなど実務上の留意点

届出した内容などに不備や記入誤りがある場合は、一度受付した届書をお返しする場合があります。

- ・実際に届出の内容などに不備や記入誤りがあり、届書をお返しした事例
 - ・届出の誤りが判明し、さかのぼって届出を訂正した事例
- などを紹介します。

短時間労働者の適用拡大と保険料調整制度の概要など年金制度の動向

令和7年年金制度改正法のうち、「短時間労働者の適用拡大」、適用拡大に際して活用いただける国の支援制度である「保険料調整制度」やその他年金制度に関する動向について説明します。

オンラインサービスの利用方法

オンラインサービスの概要および電子申請の利用方法について説明します。

○留意事項

- ・上記説明プログラムは一例です。
会場によってプログラムは異なります。
- ・オンラインで実施する場合があります。
- ・ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
- ・お問い合わせは管轄の年金事務所へお願いします。



日本年金機構ホームページ
【事業主の皆さまへ】令和8年度
社会保険制度説明会の開催について

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/jimukoshukai.html>

ご案内 賞与支払届または賞与不支給報告書を忘れずにご提出ください

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」の提出が必要です。届出の内容は厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となります。賞与を支払ったときは届出漏れがないように注意してください。

なお、日本年金機構に登録している賞与支払予定月に賞与を支払わなかった場合は、「賞与不支給報告書」の提出が必要になります。

記載は右図のとおり、①賞与支払年月の欄に不支給となった年月を記入してください。

賞与支払届		賞与不支給報告書	
賞与支払予定年月	9. 令和 年 月		
① 賞与支払年月	9. 令和 0806 月	不支給となった年月を記入してください。	
② 支給の状況	1. 不支給		

令和8年4月1日以降の扶養認定を受ける方で、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」等の労働契約による年間収入が基準を満たす場合には、原則として、被扶養者に該当するものとして取り扱うことができるようになりました。本取扱いで認定を行う場合の必要書類および留意事項は以下のとおりです。

【必要書類】

被扶養者（異動）届に、以下の①②の両方の添付が必要となります。

〈添付書類〉

- ① 労働契約内容が分かる書類〔労働条件通知書、雇用契約書または労働条件が記載されている事業主証明（任意様式）〕（以下「通知書等」といいます。）
- ② 扶養認定を受ける方からの「給与収入のみである」旨の申立書（申立書には扶養認定を受ける方の氏名を記載すること）

※ただし、被扶養者（異動）届の扶養に関する申立書欄に、扶養認定を受ける方からの「給与収入のみである」旨の申立てと扶養認定を受ける方の氏名を記載した場合は、申立書の添付は不要です。

【留意事項】

- ・年間収入の判定ができない場合などは、本取扱いでの認定は行えませんので留意してください。
- ① 被扶養者（異動）届の「被扶養者になった日」から起算して通知書等の契約期間が1年未満の場合
- ② 「シフト制による」といった労働時間の記載が不明確な場合
- ③ 「通勤手当有」等となっており、手当の金額が不明確な場合
- ・申立書または被扶養者（異動）届の扶養に関する申立書欄は扶養認定を受ける本人に記載していただく必要があります。（扶養認定を受ける方が複数人の場合は本取扱いの対象となる全員の記載が必要です。）

詳しくは、下部のURLまたは二次元コードよりホームページをご確認ください。

夏の賞与支払届の提出の手続きには、「電子申請」をご利用ください。申請方法はとても簡単です。まだ電子申請を利用していない事業主様は、この機会にぜひご利用ください。

Point 1

24時間365日
いつでもどこでも申請



Point 2

通知書が早く届く



Point 3

郵送料・交通費の
コスト削減



昨年は賞与支払届の約**83%**が電子申請で提出されました！

電子申請の詳細や利用方法等は、こちらからご確認ください。

日本年金機構 電子申請

検索



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）
0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください。

※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください。

（受付日時等はHPをご覧ください。）

日本年金機構からのお知らせ特集ページ

日本年金機構 公式SNS

「日本年金機構からのお知らせ」の
補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



X (旧Twitter)



https://x.com/Nenkin_Kikou



Facebook



<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



日本語

英語・やさしい日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>



協会けんぽ

広島支部からの お知らせ

2026年
5月

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 いるは

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 かえで

加入者の皆様へお知らせいたしますようお願いいたします

健康保険料率の引下げにつながる インセンティブ制度

インセンティブ制度とは、協会けんぽ47都道府県支部のうち、5つの評価指標の評価結果が上位15位以内の支部に報奨金(インセンティブ)が与えられ健康保険料率の引下げにつながる制度です！今回は、令和8年度の健康保険料率に反映された「令和6年度のインセンティブ制度の実績」についてお知らせします。

広島支部の実績は

令和6年度総合順位 **25位** 対前年 ↓
指標①～⑤の実績に基づく

令和5年度：21位

残念ながらインセンティブの獲得はできませんでしたが、インセンティブを獲得できる**15位以内**を目指して頑張りましょう！



皆様に取り組んでいただきたい5つのお願い

特に
お願い
します

指標① 特定健診等の実施率

- 協会けんぽの健診を毎年、必ず受診しましょう。
 - 被保険者（ご本人）の方は生活習慣病予防健診もしくは人間ドック健診を受診しましょう。
 - 40歳以上の被扶養者（ご家族）の方は特定健診を受診しましょう。



令和6年度順位	対前年
29位	↓ (18位)

指標② 特定保健指導の実施率

- 健診結果で「生活習慣の改善が必要」と判定された場合は、「特定保健指導」を受けましょう。
 - 特定保健指導は、健診当日に健診機関で実施するほか、保健師等が事業所を訪問し実施します。(オンライン可)。



令和6年度順位	対前年
20位	↓ (17位)

指標③ 特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導は、保健師等の指示に従い、プログラムを中断することなく最後まで継続しましょう。



令和6年度順位	対前年
20位	↑ (32位)

特に
お願い
します

指標④ 要治療者の医療機関受診率

- 健診の結果、「要治療」「要精密検査」と判定されたら、早期に受診しましょう。



令和6年度順位	対前年
35位	↓ (11位)

指標⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

- 医療機関でお薬が処方される際に、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」使用の希望を伝え、積極的に利用しましょう。



令和6年度順位	対前年
23位	↑ (29位)

上位15位以内に入るため、皆様のご協力をお願いします！

電子申請の利用が始まっています!

電子申請の詳細については、こちら



令和8年1月13日よりオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請が始まっています。

電子申請対象書類 オンラインでほぼすべての申請が可能です。

- | | | |
|--|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 傷病手当金支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 埋葬料(費)支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 特定健康診査受診券(セット券)申請書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 出産手当金支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 療養費支給申請書(立替払等) | <input checked="" type="checkbox"/> 特定保健指導利用券申請書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 出産育児一時金支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 療養費支給申請書(治療用装具) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 高額療養費支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 任意継続被保険者資格取得申出書 | 他 |

利用開始の準備 スマートフォンやパソコン、マイナンバーカードをお手元に準備してからご申請ください。



マイナンバーカードを利用して
協会けんぽの資格情報を取得



入力フォーマットに必要事項を入力し、
添付書類は電子ファイルをアップロード



入力内容を確認のうえ送信

注意

電子申請の利用が集中し、入力が進まない等のエラーが起こる場合がございます。その際には、お時間を空けてから再度ご申請をお願い致します。

そのケガの治療、本当に健康保険が使えますか?



工作中・通勤途中のケガ

原則、
健康保険は使えません

管轄の労働基準監督署に
ご相談ください

詳細、
「第三者行為による傷病届」
はこちらから



相手がいる(第三者行為)私用中のケガ

健康保険を使えますが…

「第三者行為による傷病届」
の提出が必要です!

健康保険を使用した場合、本来、加害者が負担すべき医療費を協会けんぽが立て替えている状態となります。その費用を加害者に請求するため届出が必要です。

このような時は届出が必要です!

- 相手がいる交通事故にあった
- 他人が飼っている動物に咬まれた
- 自損事故の車に同乗した
- 他人からの暴力を受けた



相手がいらない私用中のケガ

健康保険を使えます○



<発行> 全国健康保険協会 広島支部



〒732-8512 広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング15階
TEL:082-568-1011 平日のみ 8:30~17:15

今月の TOPICS

協会けんぽの、すべての加入者様とつながる
スマートフォンアプリケーション
「けんぽアプリ」
の便利な機能をご存じですか?



現在、けんぽアプリでは、電子申請を利用できるほか、健康に役立つ情報を配信しています。今後様々な機能が追加される予定です。



App Store



Google Play